



# 多田木町駐在所だより



令和8年4月号

足利警察署 43-0110  
多田木町駐在所 91-0327

## ～春の交通安全県民総ぐるみ運動について～ 4月6日（月）から15日（水）までの10日間

### ～マナーアップ！あなたが主役です～

#### ～重点推進事項～

- 1 通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保
- 2 「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全意識の向上
- 3 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進



#### 【自転車安全利用五則】

- 1 車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



### 新1年生になる児童の保護者様へのお願い

子どもを狙った犯罪は、いつどこで起こるかわかりません。子どもを犯罪から守るために、お子様にご家庭で「**いかのおすし**」を教えてください。

- い**かない・・・知らない人**にはついてい**かない
- の**らない・・・知らない人の車**にの**らない
- お**おごえをだす・・・助けて!と**お**おごえをだす
- ず**くにげる・・・連れていかれそうになったら**ず**くにげる
- し**らせる・・・近くの大人**に何が**あったかを**し**らせる



- ・令和7年中の山岳遭難は、**70件**発生して80人（うち**死者8人**）が遭難しました。
- ・遭難の態様は、転倒19人、道迷い26人、滑落10人で全体の半数以上を占めています。

**注意！令和7年中の山岳遭難発生は上記の状況です**